令和●年執行の大阪市議会議員●●区補欠選挙用 投票案内状等作製業務委託

仕 様 書

大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課

目 次

別紙17

別紙18

参考資料

仕様書 別紙 1 「投票案内状等納品日程表」 「投票案内状」納品時の並べ方」 別紙 2 別紙 3 「各種印刷物数量一覧表」 別紙 「投票案内状(市内)」レイアウト 4 別紙 5 「投票案内状(市内)」(手書用)レイアウト 「投票案内状用封筒(市内)」レイアウト 別紙 6 「投票案内状(市内・市外)USBの内容」 別紙 7 別紙 8 「投票所の地図(見本)」 別紙 9 「区選挙管理委員会一覧表」 別紙10 「投票所情報一覧表」 別紙11 「差替え項目の箇所」 「窓枠内の通番方法」 別紙12 「郵便局用カスタマバーコードの仕様」 別紙13 別紙14 「期日前投票システム用バーコードの仕様」 別紙15 「個人情報取扱特記事項」 「データ等の管理に関する事項」 別紙16

「集配事務に関する事項」

「車両使用に係る特記仕様書」

「投票案内状」印刷件数表(平成31年統一地方選挙)

- 1 業務の概要
 - (1) 「投票案内状」の磁気媒体等の受取
 - (2) 「投票案内状」の作成
 - (3) 「投票案内状用封筒」の作成
 - (4) 「投票案内状」の封入・封緘
 - (5) 「投票案内状」等の箱詰め業務
 - (6) 「投票案内状」等の完成品の納品
- 「投票案内状」にかかる磁気媒体等の受取について 2
 - (1)受取方法

データは●●区選挙管理委員会で作製するので、●●区役所に受け取りに行くこと。 その際、「9 個人情報の保護(5)」を遵守すること。

(2)受け取る磁気媒体等

ア規格 USBメモリー (256MB)

正・副各1本 イ本数

ウ 件数表 2枚

(3)受取日

日程については、**別紙1「投票案内状等納品日程表」**を参照。

- 3 作製するもの
 - (1) 「投票案内状(市内)」 以下「案内状市内」とする。
 - (2) 「投票案内状(市内)」【未封緘】 以下「案内状市内(未封緘)」とする。
 - (3) 「投票案内状(市内)」【手書き用】以下「案内状市内(手書)」とする。
 - (4) 「投票案内状用封筒(市内)」 以下「封筒市内」とする。
 - (5) 「投票案内状用封筒(市内)」【手書き用】以下「封筒市内(手書)」とする。
- 4 封入・封緘の方法
 - (1) 「案内状市内」については、世帯ごとに封入する。
 - (2) 「案内状市内」は、「封筒市内」に、封入・封緘する。
 - (3) 「案内状市内(未封緘)」は、「封筒市内」に、封入し、封緘しない。
 - (4) 封筒へは確実に世帯ごとに封入すること。
 - (5) 確実に世帯ごとに封入が行えているかどうか、チェックデジット等を使用して確認 を行うこと。
 - (6) 「案内状市内(手書)」は、封筒へ入れない。
- 箱詰めの方法
 - (1) 専用の納品用ダンボール箱を用意すること。
 - (2) ダンボール箱は、封書の長辺を天地にして、1箱に1列で初めの一人世帯用では、 概ね1000通が入るよう設計すること。
 - ※ ダンボール箱の大きさ、内容数については、業者決定後協議する。
 - ※ 納品後の作業に影響がないように少し余裕を設けること。
 - (3) 箱詰めは、「案内状市内」、「案内状市内(未封緘)」、「案内状市内(手書)」をそ れぞれ別に区分すること。

また、案内状の並べ方、箱の表記については、別紙2「投票案内状 納品時の並べ **方」**に従い、仕分けを行うこと。

- (4) それぞれ100通ごとに区切りを行うこと。 ※ 区切りの方法等は、業者決定後協議する。
- 6 納品までの日程
 - (1) 「案内状市内」の原稿引渡日 契約後直ちに
 - (2) 「封筒市内」の原稿引渡日 契約後直ちに
 - (3) 「案内状市内(手書)」、「封筒市内(手書)」の納品
 - (4) 実際のデータ引渡日
 - (5) 完成品等の納品日
 - $(3) \sim (5)$ の日程は、**別紙1「投票案内状等納品日程表」**のとおり。
- 7 作製物の仕様・数量等
 - (1) 「案内状市内」・「案内状市内(未封緘)」
 - ア 規格 縦11.4cm 横20.3cm 程度
 - イ 紙質 上質紙または再生紙 重量90kg 程度
 - ウ 色 白
 - エ 刷り色 表・裏とも2色(青・赤)
 - ※地図の印刷部分は、薄い青色
 - 才 差込印字色 黒
 - カ 数量 別紙3「各種印刷物数量一覧表」のとおり
 - キ 校正 1回
 - ク レイアウト **別紙4「投票案内状(市内)」レイアウト**のとおり
 - ケーその他実寸法・色等の詳細は業者決定後協議する。
 - (2) 「案内状市内(手書)」
 - ア 規格 縦11.4 c m 横20.3 c m 程度
 - イ 紙質 上質紙または再生紙 重量90kg 程度
 - ウ色白
 - エ 刷り色 表・裏とも2色(青・赤)
 - ※地図の印刷部分は、薄い青色
 - 才 差込印字色 黒
 - カ 数量 別紙3「各種印刷物数量一覧表」のとおり
 - キ 校正 1回
 - ク レイアウト **別紙5「投票案内状(市内)」(手書用)レイアウト**のとおり
 - ケーその他実寸法・色等の詳細は業者決定後協議する。
 - (3) 「封筒市内」
 - ア 規格 縦12.0cm 横22.0cm 程度 紙窓 (グラシン) 2 箇所、

裏地紋入り

イ 紙質 上質紙または再生紙 重量90kg 程度

ウ 色 白

エ 刷り色 両面印刷 表・裏とも2色(青・赤)

オ 数量 **別紙3「各種印刷物数量一覧表」**のとおり

カ 校正 1回

キ レイアウト 別紙6「投票案内状用封筒(市内)」レイアウトのとおり

クその他

- ①紙窓は、宛名用及び差出人用の2箇所とする。
- ②寸法、窓の大きさ等については、業者決定後協議する。
- ③「案内状市内(未封緘)」の手作業封緘時の糊付けが容易にできるようにすること。

(選挙課が認める代替措置を講じることも可)

- ④「封筒市内(手書)」については、口糊をアドヘアとすること。
- ⑤封筒裏面に啓発文等を印刷すること。
- ⑥原稿は契約後すぐに引渡予定。

8 各種帳票の出力業務

(1) 提供するデータ

提供するデータは、●●区分のみ。①~④は磁気媒体(USBメモリー)で引き渡す。

- ① 「案内状市内」ファイル
 - 「投票案内状(USBメモリー)」の中に「sinai_f_99」と明記。(「99」は区コード)※(例)鶴見区の場合「18」
 - ・出力区分が「1」で、かつ「作成区分対象フラグ 1」が「1」で、かつ「作成 区分対象フラグ $2\sim7$ 」が「0」の選挙人の住所・氏名等のデータ。
 - ・ファイルレイアウト及び内容は、

別紙7「投票案内状(市内・市外) USBの内容」のとおり。

- ② 「案内状市内(未封緘)」ファイル
 - ・「投票案内状(USBメモリー)」の中に「sinai_m_99」と明記。(「99」は区コード)※(例)鶴見区の場合「18」
 - ・出力区分が「1」で、かつ「作成区分対象フラグ 1」が「1」で、かつ「作成 区分対象フラグ $3\sim7$ 」のうち、いずれかの項目が「1」の選挙人を含む世帯 全員の住所・氏名等のデータ。
 - ・ファイルレイアウト及び内容は、

別紙7「投票案内状(市内・市外) USBの内容」のとおり。

- ③ 「案内状市外」及び「案内状市外(未封緘)」ファイル
 - 「投票案内状(USBメモリー)」の中に「sigai_f_99」と明記。
 - 「投票案内状(USBメモリー)」の中に「sigai_m_99」と明記。(「99」は区コード)※(例)鶴見区の場合「18」
 - ・ただし、ファイル名のみでデータはない。また、印刷も必要ない。
- ※ ①~②のファイルについては、暗号化して引き渡す。暗号化の復元方法については、 業者決定後協議する。
- ④ 「投票所の地図」ファイル
 - 「投票所地図(CD-R)」の中に●区分を収納。
 - ・ビットマップ形式。
 - 1投票所を1ファイル。
 - ・区コード及び投票所コードを収納。

別紙8「投票所の地図(見本)」のとおり。

- ⑤ 「区選挙管理委員会」ファイル
 - 「区選挙管理委員会ファイル」の中に●区分を格納。
 - ・EXCELファイルで提供。
 - ・区コード、区名、区役所名、選挙管理委員会名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号を収納。

別紙9「区選挙管理委員会一覧表」のとおり。

- ⑥ 「投票所情報」ファイル
 - 「投票所情報ファイル」の中に●区分を格納
 - ・EXCELファイルで提供。
 - ・区コード、区名、投票所コード、投票区名、投票所施設名、投票所所在地、小選 挙区コードを収納。

別紙10「投票所情報一覧表」のとおり。

※小選挙区コードについては、補欠選挙では印刷の必要はない。

- ※ ④~⑥のファイル形式については、業者決定後、協議する。
- (2) 印字内容
 - ① 「案内状市内」

【事前印刷部分】

- ○「案内状市内」表面に下記の内容を印字する。
 - ・個票名、時間、投票区~名簿番号の項目名欄
 - 名簿対照欄
 - 啓発文等

別紙11「差し替え項目の箇所」のとおり。

- ○「案内状市内」裏面に下記の内容を印字する。
 - 啓発文等
 - •期日前投票期間等
 - · 期日前投票宣誓書等

【差込印刷部分】

- ○「案内状市内」ファイルから、「案内状市内」表面に下記の情報を印字する。
 - 郵便番号
 - 住所
 - 氏名
 - ・窓枠内の通番

別紙12「窓枠内の通番方法」のとおり。

郵便局用カスタマバーコード

別紙13「郵便局用カスタマバーコードの仕様」のとおり。

- ・名簿番号(投票区番号・ページ番号・行番号)
- ・期日前投票システム用バーコード

別紙14「期日前投票システム用バーコードの仕様」のとおり。

- ○「投票所情報」ファイルから、「案内状市内」の表面に下記の情報を印字する。
 - 投票所施設名
 - 投票区名
 - 投票所所在地
 - 投票区番号
- ○「投票所の地図」ファイルから、「案内状市内」の表面に下記の情報を印字する。
 - · 投票所(地図)
 - ※地図の大きさ、印字位置については、業者決定後協議するが、大きさはおおれ、縦6.0cm、横9.0cmとする。
- ○「区選挙管理委員会データ」ファイルから、「案内状市内」の表面右側の下段部

分に、下記の情報を印字する。

- 区選举管理委員会名
- 郵便番号
- 住所
- 電話
- · FAX番号

別紙11「差替え項目の箇所」のとおり。

- ○その他
 - 選挙名
 - 投票日
- ② 案内状市内(未封緘)

【事前印刷部分】

- ○「案内状市内(未封緘)」表面に下記の内容を印字する。
 - ・個票名、時間、投票区~名簿番号の項目名欄
 - 名簿対照欄
 - 啓発文等

別紙11「差替え項目の箇所」のとおり。

- ○「案内状市内(未封緘)」裏面に下記の内容を印字する。
 - 啓発文等
 - 期日前投票期間等
 - · 期日前投票宣誓書等

【差込印刷部分】

- ○「案内状市内(未封緘)」ファイルから、「案内状市内(未封緘)」表面に下記 の情報を印字する。
 - 郵便番号
 - 住所
 - 氏名
 - ・窓枠内の通番

別紙12「窓枠内の通番方法」のとおり。

・郵便局用カスタマバーコード

別紙13「郵便局用カスタマバーコードの仕様」のとおり。

- ・名簿番号(投票区番号・ページ番号・行番号)
- ・期日前投票システム用バーコード

別紙14「期日前投票システム用バーコードの仕様」のとおり。

- ○「投票所情報」ファイルから、「案内状市内(未封緘)」の表面に下記の情報を 印字する。
 - 投票所施設名
 - 投票区名
 - 投票所所在地
 - 投票区番号
- ○「投票所の地図」ファイルから、「案内状市内(未封緘)」の表面に下記の情報 を印字する。
 - · 投票所(地図)

- ※地図の大きさ、印字位置については、業者決定後協議するが、大きさはおおむね、縦6.0cm、横9.0cmとする。
- ○「区選挙管理委員会データ」ファイルから、「案内状市内(未封緘)」の表面右側の下段部分に、下記の情報を印字する。
 - 区選挙管理委員会名
 - 郵便番号
 - 住所
 - 電話
 - FAX番号

別紙11「差替え項目の箇所」のとおり。

- ○その他
 - 選挙名
 - 投票日
- ③ 案内状市内(手書)

【事前印刷部分】

- ○「案内状市内(手書)」表面に下記の内容を印字する。
 - ・ 個票名、時間、投票区~名簿番号の項目名欄
 - 名簿対照欄
 - 啓発文等

別紙11「差替え項目の箇所」のとおり。

- ○「案内状市内(手書)」裏面に下記の内容を印字する。
 - 啓発文等
 - •期日前投票期間等
 - 期日前投票官誓書等

【差込印刷部分】

- ○「投票所情報」ファイルから、「案内状市内(手書)」の表面に下記の情報を印 字する。
 - 投票所施設名
 - 投票区名
 - 投票所所在地
 - 投票区番号
- ○「投票所の地図」ファイルから、「案内状市内(手書)」の表面に下記の情報を 印字する。
 - 投票所(地図)
 - ※地図の大きさ、印字位置については、業者決定後協議するが、大きさはおおむね、縦6.0cm、横9.0cmとする。
- ○「区選挙管理委員会データ」ファイルから、「案内状市内(手書)」の表面右側 の下段部分に、下記の情報を印字する。
 - 区選举管理委員会名
 - 郵便番号
 - 住所
 - 電話
 - FAX番号

別紙11「差替え項目の箇所」のとおり。

○その他

- 選挙名
- 投票日
- ※ 上記①~③の【事前印刷部分】及び【差込印刷部分】については、業者の印刷方法により変更は可能。詳細については、業者決定後協議する。

9 個人情報の保護

- (1) 個人情報のデータ(以下「データ」とする。)を取り扱う業務であることから、 別紙15「個人情報取扱特記事項」の内容を遵守するとともに、「プライバシーマー ク」を取得している事業所内で作業を行うこと。
- (2) 「データ」の管理については、**別紙16「データ等の管理に関する事項」**の内容に 従うこと。
- (3) 業務のうち、「データ」の処理に関しては、一事業所内で行うこと。 また、委託業務の処理にあたっては、派遣職員を使用しないこと。
- (4) 業務のうち、「データ」の印字業務に関しては、一事業所内で行うこと。 また、委託業務の処理にあたっては、派遣職員を使用しないこと。
- (5) 「データ」及び「投票案内状」の搬送については、次の事項を遵守するとともに 別紙17「集配事務に関する事項」の内容に従うこと。
 - ① 印刷した「投票案内状」(手書き用を除く)の納品には、荷台が金属製の幌で覆われ施錠が可能な自動車を使用すること。
 - ② 「投票案内状」の印刷データを搬送する場合は、施錠できるトランクを使用し、契約業者の社員がすること。
 - ③ 上記②の社員については、顔写真を貼付した名簿を事前に提出し、「データ」の 引渡し時には、顔写真入りの身分証明書を携帯させること。
 - ④ 印刷した「投票案内状」(手書き用を除く)を搬送する際は、必ず契約業者の社員が同乗し、運転手のほかに添乗員を1名以上配置し、「投票案内状」の引渡し中は1名以上が車内に待機すること。
 - ⑤ 引渡しの正確性を期するため、「受渡簿」を作成し、区担当者の確認印又はサインをもらうこと。
- (6) 委託業務終了後速やかに「受渡簿」と「データ」を選挙課に提出・返却すること。

10 その他

- (1)「投票案内状」は、選挙執行上特に重要なものであり、誤り等があれば、選挙争訟の原因(結果として選挙無効)にもなりかねないので、印刷に当たっては、特に鮮明かつ正確に印刷すること。誤り等が発生した場合は、速やかに事務局に報告するとともに、誤りを訂正すること。その際の費用負担は、業者負担とする。
- (2)本仕様書に定めのない事項については、双方、協議の上信義に従い誠実に対応するものとすること。
- (3)本契約に関して、選挙課が作業状況等の確認を求めた場合は、速やかに応じること。
- (4)「投票案内状」の納品日については、必ず遵守すること。 また納品時は、**別紙18「車両使用にかかる特記仕様書」**に従うこと。